

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が
決まり次第速やかに上里町へ提出してください。

2 居宅サービス計画の作成を依頼する(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を変更するときは、
変更年月日を記入の上、必ず上里町へ届け出てください。

届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

保険者確認欄	☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複	
	☐ (看護) 小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号	